

第1章 計画の位置づけと目的

1.1 計画の位置づけと目的

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

このような中、世界的には、持続可能な開発目標（SDGs）※が国連サミットで採択されたほか、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択・発効となり、また国ではパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が策定されるなど、地球温暖化※対策は大きな転換期を迎えています。

本市では2015年3月に策定した「札幌市温暖化対策推進計画」（以下、「旧計画」という。）に基づき施策を進めてきましたが、こうした動向を踏まえて、取組の強化を図るため旧計画の改定を行います。

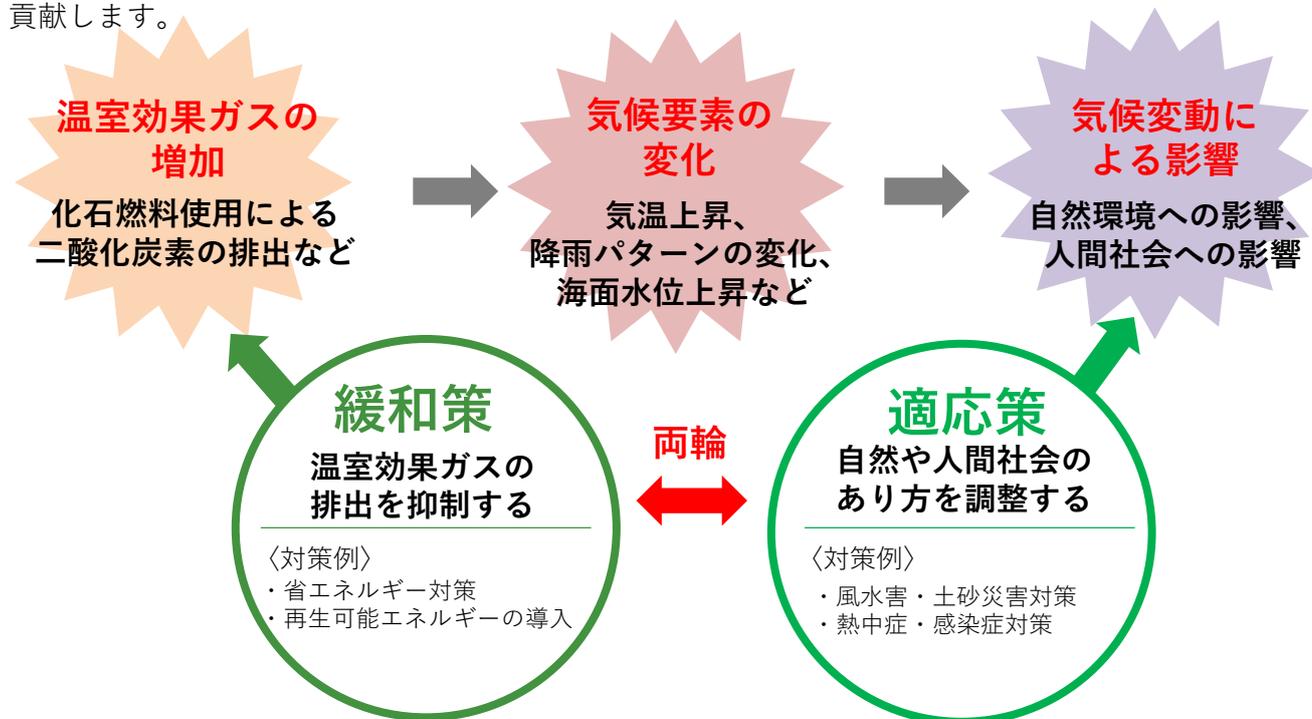
なお、本計画は、気候変動※対策及びエネルギー施策を一体的かつ効率的に推進するという視点から、「札幌市エネルギービジョン」（2014年10月策定）及び旧計画と一緒に策定した「札幌市役所エネルギー削減計画」を統合し策定します。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけるとともに、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけます。

気候変動対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、起こり得る影響に対する、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」に大別されます。

気候変動の影響を抑えるためには、「緩和策」を進める必要がありますが、最大限努力を行ったとしても、今後数十年間はある程度の影響は避けられないとされています。そのため「緩和策」に全力で取り組むことはもちろん、気候変動の影響への「適応策」に取り組むことも重要となっています。

本市では、持続可能な脱炭素社会を構築するため、本計画に基づいた「緩和策」及び「適応策」を通じ、災害時のエネルギー確保や産業・経済活動の活性化、健康寿命の延伸等の様々な課題の解決に貢献します。



資料：令和元年版環境・循環型社会・生物多様性白書（2019年6月/環境省）より本市作成

図 1-1 気候変動対策における緩和策と適応策

※【持続可能な開発目標(SDGs)】 Sustainable Development Goalsの略。エス・ディー・ジーズ。詳細は14ページ参照。

※【地球温暖化】人間の活動により、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

※【気候変動】気候が様々な要因により、様々な時間スケールで変動すること。気候変動の要因には、自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には海洋の変動、火山噴火、太陽活動の変化などがあり、人為的な要因には温室効果ガスの増加、森林破壊などがある。

○地球温暖化対策推進法とは

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであることに鑑み、温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とし、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等を定めています。

➤地方公共団体実行計画（区域施策編）とは

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務があります。

➤地方公共団体実行計画（事務事業編）とは

地方公共団体自らが事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等を行うため、計画期間に達成すべき目標と目標達成のために実施する措置の内容を定める計画であり、全ての地方公共団体に策定義務があります。

○気候変動適応法とは

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としており、国、地方公共団体、事業者及び国民が連携・協力して適応策を推進するための役割等が定められています。

➤地域気候変動適応計画とは

その区域の自然的社会的条件に応じて気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画であり、都道府県、市町村に策定の努力義務があります。

1.2 関連計画との関係

気候変動対策に関する国内外の動向や科学的知見、札幌市におけるまちづくりの最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（2013年2月策定）で定める方針や、札幌市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「第2次札幌市環境基本計画」（2018年3月策定）を踏まえて策定しています。

また、気候変動対策は環境・経済・社会といった幅広い分野とつながりがあることから、関連する札幌市の個別計画との連携を図っていきます。

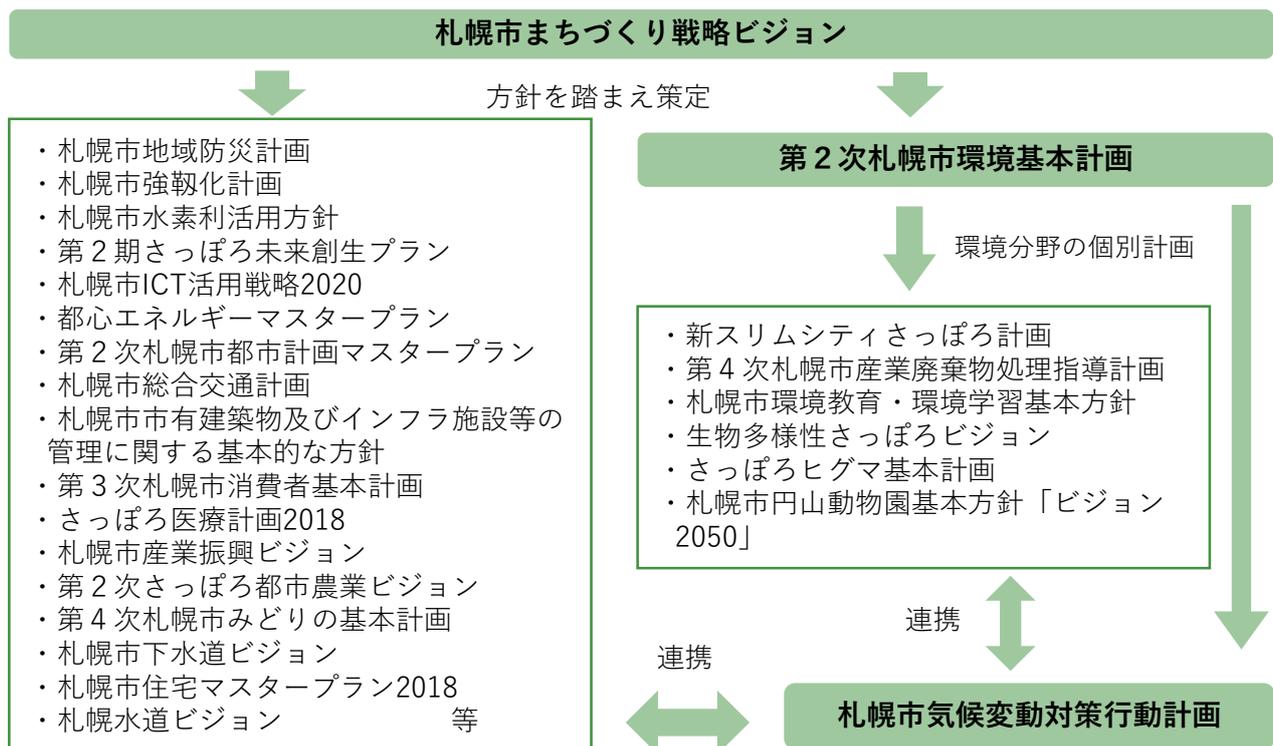


図 1-2 計画の体系図と関連する主な計画

1.3 計画期間

本計画の計画期間は、持続可能な開発目標（SDGs）や、IPCC1.5°C特別報告書、国の地球温暖化対策計画、第2次札幌市環境基本計画の目標年次などを踏まえ、2021年から2030年までの10年間とし、2050年の目標と本市のあるべき姿を設定したうえで、2030年の目標やその達成に向けた取組等を示します。



図 1-3 本計画の計画期間と目標年の関係

1.4 対象とする温室効果ガス

本計画では、表1-1に示す7種類の温室効果ガス※を対象とします。これらの温室効果ガスは、それぞれ温室効果が異なることから、地球温暖化係数※を用いて、二酸化炭素の量に換算して排出量を算定します。

温室効果ガス排出量は、区域施策編については市域全体を、事務事業編については札幌市役所の全ての組織を対象とします。

表 1-1 本計画で対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	家庭や事務所、店舗での電気や燃料の消費、自動車での燃料消費、プラスチックの焼却など	1
メタン (CH ₄)	家庭や事務所、店舗での燃料消費、下水汚泥の処理過程など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	家庭や事務所、店舗での燃料消費、下水汚泥の処理過程など	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンや冷蔵庫の使用など	12~14,800
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体製造工場など	7,390~17,340
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスなど	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造工場など	17,200

資料：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（2017年3月/環境省）より本市作成

※【温室効果ガス】地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、大気温度の上昇を引き起こすガスのこと。
※【地球温暖化係数】二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。数字が大きいほど温室効果が大きいガスである。

1.5 計画の構成

本計画の構成と各章で記載している主な内容は以下のとおりです。

なお、第6章は区域施策編、第7章は事務事業編、第8章は地域気候変動適応計画に該当し、第6章については、市民・事業者に期待される役割と取組を示したうえで、本市が行う主な取組を示しています。

第1章 計画の位置づけと目的

計画の位置づけや目的、期間など

第2章 気候変動の現状と動向

気候変動に関する国内外の動向や将来の予測について

第3章 本市の地域特性

本市の自然的条件及び社会的条件について

第4章 気候変動対策に関する本市の取組経過

旧計画等の総括について

第5章 2050年の目標とあるべき姿

心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市「環境首都・SAPP_RO」

2050年目標：温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**

2030年目標：温室効果ガス排出量を2016年比で**55%**削減（市民・事業者）
温室効果ガス排出量を2016年比で**60%**削減（市役所）

緩和

第6章 2030年の目標と達成に向けた取組（市民・事業者編）

第7章 2030年の目標と達成に向けた取組（市役所編）

【省エネ】徹底した省エネルギー対策

【再エネ】再生可能エネルギーの導入拡大

【移動】移動の脱炭素化

【資源】資源循環・吸収源対策

【行動】ライフスタイルの変革・技術革新

適応

第8章 気候変動の影響への適応策

6つの分野（自然災害、産業・経済活動・都市生活、健康、水環境・水資源、自然生態系、農業）における気候変動の影響への適応策について

第9章 進行管理

着実な計画の推進

図 1-4 本計画の構成